

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成25年12月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 届出者名

ホームック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規  
イオンタウン株式会社 代表取締役社長 大門 淳

### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン金成  
栗原市金成小迫荒崎22番 外

### 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

ホームック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規  
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号  
イオンタウン株式会社 代表取締役社長 大門 淳  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

### 4 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ南東北株式会社 代表取締役社長 山田寛人 仙台市青葉区中央三丁目3番3号	マックスバリュ南東北株式会社 代表取締役社長 山田寛人 仙台市青葉区中央三丁目3番3号
ホームック株式会社 代表取締役社長 石黒靖規 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	ホームック株式会社 代表取締役社長 石黒靖規 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
株式会社キタムラ 代表取締役 武川泉 高知県高知市本町四丁目1番16号	株式会社キタムラ 代表取締役 武川泉 高知県高知市本町四丁目1番16号
株式会社柳家 代表取締役 高橋一彦 大崎市古川小野字新鶴巻8番地2	株式会社柳家 代表取締役 高橋一彦 大崎市古川小野字新鶴巻8番地2

株式会社薬王堂 代表取締役 西郷辰弘 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1	株式会社ツルハ 代表取締役社長 鶴羽樹 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社ジーフット 代表取締役 服部博幸 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目4番10号	成田孝之 青森県弘前市土手町24番地1
株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社ビッグアース 代表取締役 佐々木節夫 大崎市古川宮沢字弁天前7番地	株式会社PEREZOSO 代表者 田村 幸 仙台市宮城野区萩野町二丁目16番4号
株式会社ホームスキリンヤ 代表取締役 高柳裕臣 岩手県一関市大町4番地21	株式会社ホームスキリンヤ 代表取締役 高柳裕臣 岩手県一関市大町4番地21

5 変更の年月日

平成25年11月21日

6 届出年月日

平成25年12月 6日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，栗原地方県政情報コーナー及び栗原市役所

8 縦覧期間

平成25年12月18日から平成26年4月18日まで（ただし，閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。